

労働安全衛生法による

安全管理者 法定研修

—相模原商工会議所主催 安全管理者選任時研修2日間コース—

平成18年4月に労働安全衛生法が改正され、安全管理者を選任する際に法定の研修を受けていることが要件となりました。(監督署への届出時に修了証を添付)

安全管理者は常時50人以上の労働者を使用する場合に選任しなければなりません。選任の有無に関わらず、安全に携わる方にとって役立つ研修となっております。ぜひご参加ください!

◆日時 平成24年3月15日(木)・16日(金) 9:30~17:00

◆場所 相模原市立産業会館 3階 大研修室

◆対象者

- ・安全管理者の候補者
- ・平成16年10月以降に安全管理者として選任された方で研修を受けていない方
- ・安全に携わる部門の担当者

◆受講料 会員企業 1名 10,500円 (非会員企業 1名 21,000円)

◆定員 30名(定員に達し次第締め切り) 1事業所あたり4名まで

◆申込期間 平成24年2月1日(水)~3月8日(木)

◆内容

- ・安全教育と安全管理
- ・関係法令
- ・マネジメントシステムとリスクアセスメント

※修了者には修了証を交付いたします

◆講師 JFEテクノリサーチ(株) 主席研究員 関信博氏

◆申込み 別紙申込書に記入の上、下記までFAXにて申込みください。
※受付後に受講票・受講料請求書を郵送いたします

相模原商工会議所 産業振興課 安全管理者研修担当
〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3
TEL: 042-753-8136 FAX: 042-753-7637

安全管理者

安全管理者 法定研修
受講申込書

相模原商工会議所 産業振興課 安全管理者研修担当

FAX : 042-753-7637

申込み日：平成 24 年 月 日

事業所名			
所在地	(〒 -) 相模原市		
TEL		FAX	
申込み担当者氏名		所属・役職	

1	氏名		所属・役職	
2	氏名		所属・役職	
3	氏名		所属・役職	
4	氏名		所属・役職	

※ご記入いただいた情報は、本セミナーの運営管理に利用する他、当所からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります。

相模原商工会議所 産業振興課 安全管理者研修担当
〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3
TEL : 042-753-8136 FAX : 042-753-7637